

## 対応困難ケースの状況（平成22年度東京都児童相談所虐待等相談調査より）

### 【調査対象】

- 1、2は、平成22年度中に虐待または養育困難で相談受理したケースが対象
- 3、4は、平成22年度中に虐待で相談受理したケースが対象

### 1 医療機関（関係機関経由を含む）からの通告ケースについて

内容	件数	援助内容				
		施設入所	一時保護中	司指導・継続指導	助言終了	非該当等
虐待	身体的	112	23	2	40	37
	性的	1	0	0	1	0
	心理的	20	2	0	7	9
	ネグレクト	75	21	1	18	29
	合計	208	46	3	66	75
養育困難	合計	26	12	0	1	12
	その他	4	0	0	0	0
	合計	238	58	3	67	87
						23

医療機関からの通告が増加している。医療機関からの通告ケースは、命に危険がおよぶなど待ったなしの対応が必要となる一方、医師等との連絡調整やセカンドオピニオンへの依頼など、相当な時間と労力を要する場合も多い。調査を進めるにあたり医学的な知識も必要とされる。

### 2 医療的、治療的援助を必要とする児童について（主訴：養育困難を含む）

内容	件数	ケース事例
虐待	身体的	33
	性的	1
	心理的	12
	ネグレクト	20
	養育困難	12
その他	9	アスペルガー、注意欠陥多動性障害、広範性発達障害の症状が見られ、暴れだす等するため手が付けられない
合計	87	

虐待を受けた児童の多くは、情緒的、心理的に深刻な影響を受けていることが多く、しばしば医療機関による治療的なケアが必要となる。また、身体的虐待では、入院や通院を必要とするような重篤な怪我やダメージを受けている児童も少なくない。

### 3 保護者と対立したケース

内容	件数	具体例
虐待	身体的	85
	性的	5
	心理的	33
	ネグレクト	55
	(参考)養育困難	12
合計	190	【主たる虐待者】 実父50 実父以外の父9 実母96 実母以外の母0 その他35(父及び母等)

一時保護や施設入所、28条ケースなど親子分離を伴うケースを中心に、保護者と対立するケースが増加している。相談援助の過程において、粗暴な態度や威嚇的な言動に直面する児童福祉司や児童心理司の負担は大きく、現場は疲弊している。

### 4 被虐待ケースの事件化について

重篤な身体的虐待や性的虐待のうち、事件化について警察に相談を行った（または相談を考慮した）ケース

内容	件数	具体例
虐待	身体的	30
	性的	5
	心理的	2
合計	37	

重篤な身体的虐待や性的虐待については、福祉的な援助のみならず、警察の捜査等事件化が必要となるケースも多い。